

宮城県立高等学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務に係る 企画提案募集要領

1 業務の名称

令和8年度・令和9年度・令和10年度

宮城県立高等学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務

2 業務の目的

宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、宮城県立の高等学校、中学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）における外国語指導の一層の充実を図る。

3 事業費（委託上限額）

304,920,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 業務内容

- (1) 英語教育、外国語活動、国際理解教育における指導
- (2) 英語以外の他教科における外国語（英語）指導助手業務
- (3) 指導方法等の研修会への参加
- (4) 教材・資料作成
- (5) 教員と指導内容、方法についての事前の打合せ
- (6) クラブ活動への参加
- (7) 生徒との交流活動
- (8) 試験実施の補助
- (9) 生徒の個別指導
- (10) 学校内外での行事運営支援・参加
- (11) 教授手法等の教員に対する支援
- (12) 翻訳・通訳の支援
- (13) 英語科のある2校（泉高校、仙台東高校）及び仙台二華中学校で実施する英語合宿（仙台近郊）での指導（派遣労働者（外国語指導助手）6名程度）

5 派遣労働者（外国語指導助手）（以下「ALT」という。）の要件

次の（1）から（10）までの要件を満たす者とする。

- (1) 上記業務内容を適切に遂行できること。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める、本業務を遂行するための適正な在留資格「教育」等を有すること。
- (3) 犯罪歴のないことが証明されていること。
- (4) 大学の学士以上の学位号取得者であること。文部科学省からスーパーサイエンスハイスクールに指定された高等学校（以下「SSH指定校」という。）については、英語を母語とする者であり、かつ、英語圏の国にある大学の理数系の学士号以上の資格取得者、又は同等の資質を有する者。

- (5) 語学教師としての資格を有する者又は英語教育に熱意がある者で、かつ、英語論文及び英語によるプレゼンテーションの指導が可能な者。
- (6) 英語圏諸国における文化を十分に理解し、日本人英語教員に対する校内研修を行える高い能力があること。
- (7) 英語圏諸国における英語の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、かつ現代の標準的な語学力（文章力、文法力）を備えていること。
- (8) 日本における教育、特に外国語教育に関心があること。
- (9) 積極的に子供達と共に活動することに意欲があること。
- (10) 日本国法令を遵守すること。

6 就業場所及びALT数

(1) 就業場所

県立学校（高等学校・中学校・特別支援学校）95校程度
その他指定する場所

(2) ALT数

22名（うち4名はスーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校対応）

※ SSH指定校（予定）

仙台第一高校、仙台第三高校、多賀城高校、古川黎明高校

7 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

8 派遣就業日及び時間

- (1) 派遣就業日は、原則として派遣期間内の月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び教育委員会が指定する日を除く。
1日の就業時間は、7時間までとし、原則として、午前8時30分から午後5時15分（うち60分は休憩時間）までの間に設定し、週あたりの就業時間は、35時間以内を基準とする。
- (2) 就業場所は、上記6(1)就業場所のとおりとする。
- (3) 就業日や就業時間等に変更がある場合には、その都度、事前に県立学校の校長（以下「校長」という。）が受注者に通知し、必要な措置を講じる。
- (4) (1)の教育委員会が指定する日は、次のとおりとする。
学校行事等の代休日、公立高等学校入学者選抜に係る事務処理日、その他各就業場所の校長が指定した日
- (5) 深夜労働は、実施しない。

9 その他

(1) 業務の改善

教育委員会は、受注者が次の各号に該当すると判断したときは、受注者に改善を命じ、これを執行させることができるものとする。

- イ 日本国憲法その他日本の法令又はこの要項に違反したとき。
- ロ 児童・生徒、学校に対して信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行ったとき。
- ハ 業務遂行が不十分又は業務遂行に支障があると認められたとき。

(2) 説明会の参加

受注者及びALTは、派遣業務遂行前に、教育委員会及び就業場所を訪問し、業務内容等について、事前打合せを行うこと。

(3) 派遣業務の実施に係る留意事項

イ 受注者は、ALTが選任された時点で、氏名、性別、18歳未満の場合は実年齢、45歳以上のは45歳以上である旨、60歳以上の場合は60歳以上である旨、及び社会保険、雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無（無しの場合はその具体的な理由も含む。）、無期雇用労働者であるか否かを教育委員会に書面で通知すること。

ロ 受注者は、県立学校の状況、個別事業、その他派遣業務の遂行上必要な事項に関する学校と打合せを行う必要がある事項については、事前に県立学校と十分打合せを行い、授業及び学校行事等に支障のないようにすること。

ハ 受注者は、全てのALTにあらかじめ胸部レントゲン撮影等の健康診断を実施の上、医療機関の診断書において健康であることを確認すること。

ニ 受注者の負担により、ALTに対する指導力向上のための研修等を実施するとともに、基本的人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うこと。また、受注者はALTに対する研修計画（コンプライアンスの観点を含む。）を事前に教育委員会に説明すること。

(4) 守秘義務

受注者及びALTは、業務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。派遣業務契約が終了した後も、同様とする。

(5) 緊急時の対応等

受注者は、緊急の事態が発生した場合、直ちに電話等により各校長及び宮城県教育庁高校教育課（以下「高校教育課」という。）に連絡するとともに、業務が円滑に遂行するよう対処しなければならない。また、遅延なくその状況を、書面をもって速やかに高校教育課長に報告しなければならない。

(6) 受注者はALT管理状況を高校教育課に定期的に報告しなければならない。

10 提案及び業務を遂行する業者の資格要件

ALTが、外国語指導に関する業務を遂行するに当たっては、「4業務内容」に掲げた業務に従事するにふさわしい人材であることが絶対要件となることから、要件を満たす人材を確保し派遣することが可能な業者を選定するために、下記の資格要件を定める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されている者であること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例67号）及び宮城県入札契約暴力団等排

除要綱等を遵守であること。

1.1 スケジュール

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年12月17日（水） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和8年 1月 9日（金） 午後5時まで |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和8年 1月 14日（水） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年 1月 16日（金） 午後5時まで |
| (5) 企画提案書の選考 | 令和8年 1月 20日（火） |
| (6) 企画提案書の選考結果通知 | 令和8年 2月上旬 |

1.2 資格要件及び企画提案書の審査

- (1) 企画提案書の提出があった者について10に定める資格要件を審査し、資格要件を満たしている者についてのみ企画提案書の審査を行う。
資格要件に係る審査結果については、選定委員会の前までに、企画提案書等を提出した全ての者に連絡する。
- (2) 提案の検討に当たっては、高校教育課内に「選定委員会」を設置し、提出された企画提案書及び関係書類の書類審査を行い、総得点が満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、最高点を付けた委員が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。また、最高点を付けた委員の数が最も多い提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議の上で業務委託候補者を選定する。企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。
- (3) 書類審査結果については、令和8年2月上旬（予定）に通知する。

1.3 提案を求める内容

「宮城県立高等学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務」に関する以下の事項について網羅されていること。

- (1) 人材の確保
- (2) 業務の実施体制（管理、運営、緊急時対応、危機管理を含む。）
- (3) 事業実施スケジュール及び内容
- (4) 價格

1.4 提案の審査基準

審査は、主に以下の内容について行う。

- (1) ALTの資格要件が満たされるか。
- (2) 就業場所へのALTの配置が確保できるか。
- (3) ALT配置に伴う募集・採用・管理・運営・研修の一連の業務が適切に整理・提案されているか。
- (4) ALTの守秘義務、交替、緊急時対応等危機管理が適切になされるか。

- (5) 派遣業務として、業務の管理、運営、推進体制は適切か。
- (6) 價格が妥当であるか。

15 失格事由

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は意味が不明である場合
 - ロ 本提案募集要項に従っていない場合
 - ハ 同一の応募者が2以上の企画提案書を提出した場合
- ニ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、又は不正利用を得るために連合した応募者が提出した場合
- ホ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (2) その他
 - イ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」を提出すること。
 - ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - ハ 企画提案書等の再提出は認めない。

16 企画提案書の提出方法等

- (1) 提出書類
 - 次のイとロの書類の一式を綴じ込みの上で、8部提出のこと。
 - イ 企画提案書
提案書の中には上記13の（1）から（4）の事項順に記載し、A4判サイズの用紙を用い、様式は別紙のとおりとする。
 - ロ 添付書類
会社概要（既存のもので差し支えない。）
 - ハ 概算見積書（項目・金額・内容）
 - ニ その他に提案者が必要と認める資料等
※ 提出された資料等は、原則として返却しないので留意のこと。
- (2) 提出期限
 - 令和8年1月16日（金）午後5時まで
なお、郵送により提出する場合には、同日時必着とする。
- (3) 作成に当たっての留意事項
 - イ この提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
 - ロ 企画提案書作成及び派遣業務の内容等に関する質問事項については、令和8年1月9日（金）午後5時まで（期限厳守）に、別添提案募集質問様式により下記（4）宛てにEメールにて送付すること。
受け付けた質問については、全提出希望業者の質問事項と回答事項を集約したものを、令和8年1月14日（水）までにEメールで回答する。
 - ハ 企画提案書の内容等について、高校教育課の担当者から必要に応じて問い合わせをする場合があるので、担当者の氏名、連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

を企画提案書の表紙に明記すること。

(4) 企画提案書の提出先及び問合せ先

宮城県教育庁高校教育課 教育指導第一班 担当：菅野 麻美
〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8番 1号
TEL 022-211-3624
FAX 022-211-3696
E-mail ko-jet@pref.miyagi.lg.jp

17 業者選定後の取扱い

- (1) 提案に係る審査結果については、審査終了後速やかに企画提案書を審査した全ての業者に対して、書面で通知する。また、選定結果については、選定された候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。
- (2) 宮城県は、選定された提案者 1 者と、指名委員会の審議を経た上で、別途宮城県が作成する労働者派遣契約書等に基づき、予定価格の範囲内で見積合わせにより当初の業務を遂行する。
- (3) 宮城県は、労働者派遣業務に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加除修正し、最終的な仕様書として提示する場合があるものとする。
- (4) 選定された提案については、次年度以降においても同様の内容で事業を行う場合があるが、本提案の選定をもって、次年度以降における業者の選定を担保するものではない。
- (5) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。